

猫不妊・去勢手術費補助金に係る Q&A

Q 1. 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を動物病院でしてもらうため、病院へ連れて行ったら、既に不妊・去勢済であることが判明した。その際にかかった診察・処置費用は補助金対象になりますか。

A. 補助金対象外です。

Q 2. 不妊・去勢手術以外にかかった費用（ワクチン、病気・怪我等の治療費）込みの領収書で申請はできますか。

A. 不妊・去勢手術費用が明記されている領収書と明細書を添付することで申請できます。

Q 3. もともとは飼い主のいない猫であったが、今は飼い猫である。この場合は、申請することができますか。

A. 手術をした時点の飼養状況に応じて、申請してください。

Q 4. 飼い主のいない猫の耳カット費用は手術費用に含まれますか。

A. 手術時に実施する耳カット費用は手術費用に含まれます。

Q 5. 請求書の口座は、家族名義の口座でも振り込めますか。

A. 家族含め他人名義の口座では振り込めません。申請者本人名義の口座を記入してください。

Q 6. 請求書の請求金額を訂正することはできますか。

A. 訂正することはできません。書き直しをお願いします。請求金額以外の訂正は、訂正印により訂正することができます。

Q 7. 領収書の宛名が苗字のみでも、申請することはできますか。

A. 領収書の宛名が苗字のみの場合は、本人確認をすることで、申請することができます。